

改正

令和8年4月1日

学習院大学学則第14条第1号ウに定める履修の単位認定に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、学習院大学学則（以下「学則」という。）第14条第1号ウに定める履修の単位認定に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において「外国の大学における履修」とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- 一 学則第41条に基づく留学による履修でないこと。
- 二 単位認定を希望する学生の所属学部が実施するプログラムであること。
- 三 当該履修科目を提供する大学が成績証明書又は修了したことを証する書類を発行すること。
- 四 休学期間中の履修でないこと。

(募集)

第3条 休業期間中に外国の大学における履修のプログラムを学生に提供しようとする学部は、所属学生に対して所定の募集を行い、当該プログラムへの参加の可否を決定するものとする。

(出願)

第4条 休業期間中に外国の大学における履修を行い、その単位認定を希望する学生は、当該履修の募集を行った学部（以下「当該学部」という。）に当該プログラムへの参加願を提出しなければならない。

(参加学生の決定)

第5条 当該学部は、教授会の議を経て、応募した学生の参加の可否を決定する。

(通知)

第6条 当該学部は、応募した学生に対してはその参加の可否を、学生センター教務課に対しては参加する学生の氏名及び履修の内容をそれぞれ通知するものとする。

(願出)

第7条 当該履修の単位認定を希望する学生は、帰国後速やかに次の各号に掲げる書類を揃え、所属学科の教務委員の承認を受けた上で学生センター教務課に提出しなければならない。

- 一 単位認定願
- 二 成績証明書の原本
- 三 シラバス又は当該履修の内容が記載された書類
- 四 時間割及び学年暦

(認定の決定)

第8条 前条の規定により単位認定願等が提出された場合、当該学部は、学生センター教務課からの依頼に基づき、教授会の議を経て、単位認定の可否を決定する。

(認定基準)

第9条 単位認定の可否は、次の各号に掲げる基準をもって判断することを原則とする。

- 一 履修の内容が本学における履修と同等以上であること。
 - 二 外国の大学が発行する成績証明書に記載され、合格以上の評価が付されていること。
 - 三 授業時間数（休講及び試験期間は含まない。）が以下の基準時間を超過していることを、第7条に規定する書類で確認できること。
 - ア 講義（外国語を除く。）又は演習 4単位科目として認定する場合は、2,160分以上
 - イ 講義（外国語を除く。）又は演習 2単位科目として認定する場合は、1,080分以上
 - ウ 講義（外国語）、実験、実習又は実技 2単位科目として認定する場合は、2,160分以上
 - エ 講義（外国語）、実験、実習又は実技 1単位科目として認定する場合は、1,080分以上
 - 四 教職に関する科目、博物館に関する科目又は図書館司書に関する科目でないこと。
- 2 授業時間数が前項第3号の基準に満たない場合、原則として複数科目を合算して1科目として認定することはできない。
 - 3 授業時間数が本学の2科目分以上に相当する場合であっても、原則として複数科目として認定することはできない。
 - 4 各学部の単位認定基準については、別に定める。

(事務)

第10条 この内規に関する事務は、学生センター教務課が行う。

(改正)

第11条 この内規の改正は、教務委員会の議を経て、各学部教授会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日以降に渡航する者については、施行日前に手続を行う場合にも本内規を適用

する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。